

静岡市 都市再生整備計画事業
パブリックコメントについて

令和元年度



1 都市再生整備計画事業とは

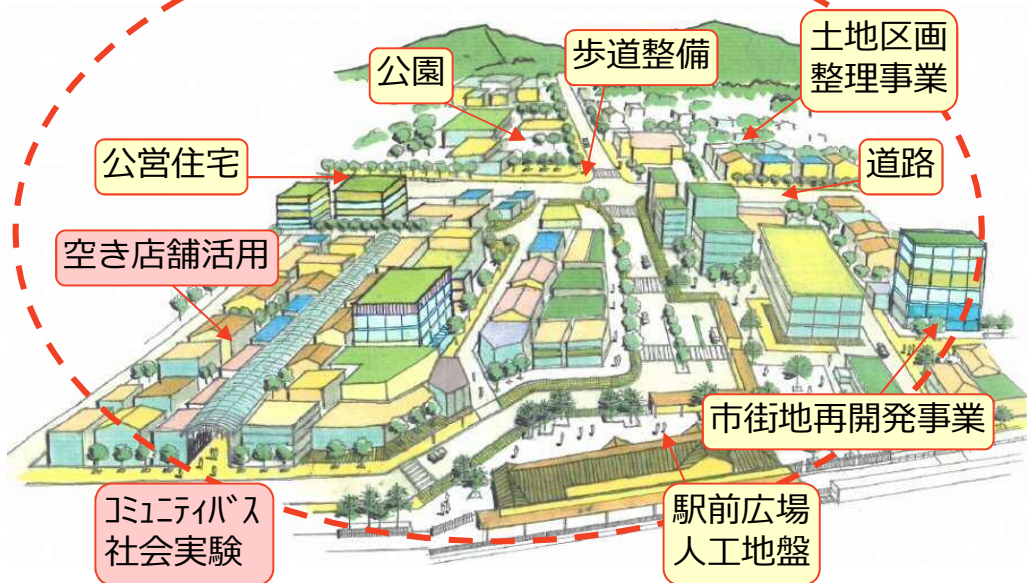
①制度の概要

都市再生整備計画事業とは

- ・まちづくりを集中的に行う必要がある地区を対象に計画された『都市再生整備計画』を基に、**まちづくりの目標を達成するために実施する事業**です。
- ・道路や公園等のハード事業、コミュニティバスの運行やイベント等のソフト事業を問わず、地区のまちづくりに必要な事業を、国の交付金を活用し、一体的に実施できることが特徴です。

都市再生整備計画

地区全体のまちづくりを計画



実施できる事業

○基幹事業

道路、公園、河川、下水道、土地区画整理事業、市街地再開発事業、公営住宅等整備等の公共事業

+

○提案事業

コミュニティバスの社会実験等、市町村の提案に基づく事業

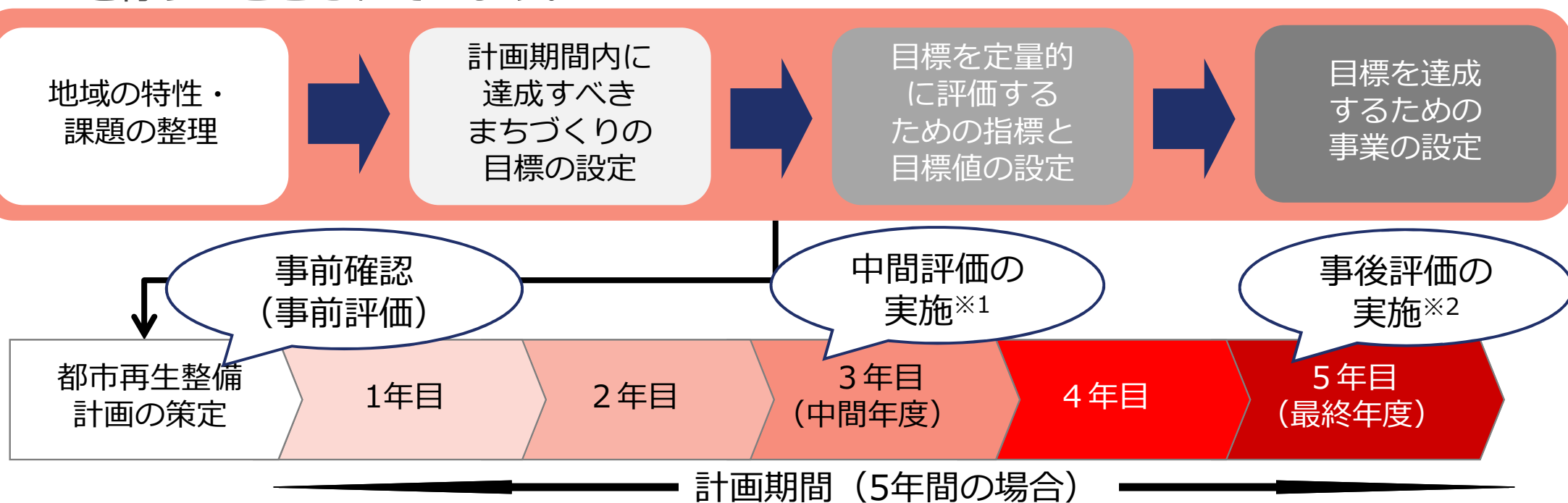
事業費の約4割が
国からの交付金

1 都市再生整備計画事業とは

②事業評価の流れ

都市再生整備計画は、地域の特性や課題を踏まえてまちづくりの目標を設定し、目標を達成するために必要な事業を位置付けた3～5年間の計画です。

目標の達成状況を評価するにあたっては、数値指標（人口・駅の乗降客数・歩行者通行量・満足度等）を設定し、計画の最終年度に目標値が達成されたか 事後評価を行うこととされています。



※1 中間評価の実施の有無や実施時期は、市町村の任意とされていますが、静岡市では中間年度（概ね3年目）に実施するようにしています。

※2 事後評価は計画最終年度またはその翌年度に実施するため、実施時に完了していない事業がありますが、事後評価ではそれらの事業が完了した状態を想定して評価を行います。想定で評価を行った場合は、全ての事業が完了した後に、実際の目標の達成状況や効果等の確認を行い今後のまちづくり方策の修正を検討するフォローアップを行います。

◆事前確認（事前評価）を行う目的

都市再生整備計画事業が、身の回りの生活の質の向上や地域経済・社会の活性化等に十分な効果を発揮できるような計画策定を目的に行います。

◆確認内容

①目標の妥当性の確認

計画の目標と、静岡市の上位計画との整合性が確保されており、地域課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されているかどうかの確認を行います。

②計画の効果・効率性の確認

指標・目標数値が市民にとって、分かりやすいものとなっているかどうかの確認を行います。

③計画の実現可能性の確認

計画の具体性など事業の熟度が高く、継続的なまちづくりの展開が見込まれるものとなっているかどうかの確認を行います。

◆中間評価を行う目的

交付期間中に事業の進捗状況や成果の発現状況を把握し、必要に応じて事業構成の見直しなど、計画の変更に反映することを目的に行います。

◆評価内容

①事業の進捗等による目標達成状況等の確認（モニタリング結果）

設定した各指標について、中間年度における数値を確認し、その増減要因を事業の進捗による効果や社会状況の変化の影響などから検証を行い、目標の達成見込みの把握・今後の方針を検討します。

②課題の変化の整理（モニタリングの所見）

事業の進捗や社会状況の変化等によって、計画策定時点のまちの課題がどのように変化しているか、新たな課題が発生していないか整理を行います。

③今後の事業の進め方の検討（モニタリングの所見）

目標の達成状況や課題の変化から、実施事業の追加や削除・目標の変更等、今後の進め方の検討を行います。

◆事後評価を行う目的

都市再生整備計画事業の成果等を客観的に診断し、成否の要因を分析して、今後のまちづくりを適切に導くとともに、住民の皆さんに事業の結果を分かりやすく説明することを目的に行います。

◆評価内容

①まちづくりの目標の達成状況等の確認（事後評価結果）

都市再生整備計画事業を実施したことによる、まちづくりの目標の達成状況を設定した指標を用いて評価を行い、その増減要因を事業の実施による効果や社会状況の変化の影響などから検証を行います。

②課題の変化の整理

事業の実施や社会状況の変化等によって、計画策定時点のまちの課題がどのように変化しているか、新たな課題が発生していないか整理を行います。

③今後のまちづくり方策の検討

事業を実施した事による成果の活用や残された課題等の解決を図っていくため、今後、地区内で行う必要がある事業を検討します。

3 評価の進め方

市による中間評価及び
事後評価の原案の作成
次期計画の作成

パブリックコメントの実施

頂いた意見に対する返答・評価への反映

評価委員会における審議

評価結果のまとめ

国への提出・公表
※中間評価は国への提出不要

今回行っている
のはこちらです

市が作成した評価の原案及び、次期計画を公表し、広く市民の皆様からご意見を募集し、頂いたご意見を評価に反映させることなどを目的に行います。

学識経験者などで構成される評価委員会において、評価結果や次期計画の適切性を審議し、その結果を評価に反映させることを目的に行います。

4 パブリックコメントを実施している地区

